

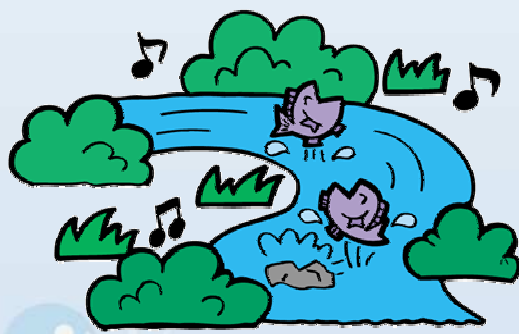


清流は一人ひとりの努力から



あきる野市では、あきる野市内の清流を守り残すため、平成15年4月1日、「清流保全条例」を制定しました。水質保全・水量確保・親水環境の保全の3点から、清流保全に取り組めます。

市民憲章に謳われているとおり、秋川をはじめとするあきる野市内の清流は、私達のかげがえのない財産です。「清流保全」は、市民の方や川遊びにいらした方、事業者の方、そしてあきる野市の三者が一体となって初めて成し遂げられるものです。そのために、皆さんの協力がぜひとも必要です。市としても、国や都と連携を図り、「清流保全」に努めて参ります。



清流保全条例の対象となる河川について

本条例の対象となる河川は、多摩川水系（多摩川、秋川、平井川、養沢川、鯉川、氷沢川）とこれに接続する河川（舞知川、三内川、盆掘川等）、公共溝渠、かんがい用水路、湧水（二宮のお池、八雲神社内湧水等）その他の公共の用に供される水路となります。

清流保全のため、皆様をお願いしている主な内容は以下のとおりです。



「水質保全」をしましょう

- バーベキューやキャンプ、釣り、川遊びをする場合は、調理くずや油等を河川に流さず、持ち帰る等の適切な処理をしましょう。
- 河川への負荷の少ない洗剤（石けん洗剤等）を使いましょう。また、洗剤は適量を使用し、正しい用法を守りましょう。



- 生活排水（台所、お風呂等の日常生活からの排水）を排出する場合は、下水道・合併処理浄化槽等を使用しましょう。
- 農薬や肥料は正しく使い、河川や地下水を汚さないようにしましょう。
- 家畜やペットの排せつ物を正しく処理し、河川や地下水を汚さないようにしましょう。
- 事業排水を排出する場合は、排水の基準を守るとともに排水の水質向上に努めましょう。

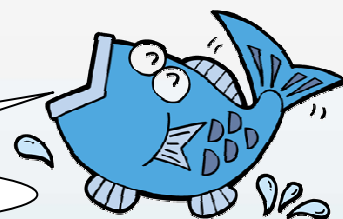
※ 生活排水は河川にどんな影響を与えるのでしょうか？

川の汚れは、工場等からの排水が主な原因と考えられがちですが、実は家庭から排出される生活排水の流入が非常に大きな原因となっています。なぜなら、生活排水に

は、川の汚れの原因となる脂肪等の有機物、窒素、りんが多く含まれているからです。

一般的にしょう油大さじ1杯を流した場合、魚が住めるような水にするためには風呂おけ1、7杯のきれいな水で薄めることが必要とされています。

清流を保全するために、下水道・合併処理浄化槽を使用し、家庭から生活排水が河川に流れ込まないようにすることが必要なのです。



僕達が住むきれいな川を守ってね♪



「水量確保」をしましょう

- ・ 宅地内の緑化（庭に植物を植える等）、雨水浸透ますの設置等による雨水の地下浸透に努めましょう。
- ・ 森林を正しく管理し、水源かん養等の森林の持つ公益的機能の向上に努めましょう。

※ なぜ今「水量確保」が必要なのでしょう？

これまで緑地であった場所や土の面であった場所が舗装される等により、雨水の地下浸透量や森林の保水力が減り、河川の流量が減少してきたためです。

雨水の地下浸透や森林の持つ保水力を回復させることは、清流の水量の維持・回復には不可欠なのです。

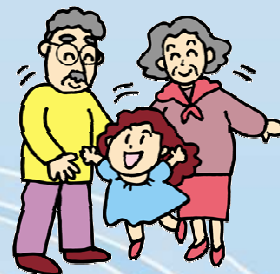


「親水環境の保全」をしましょう

- ・ 河川の近くで事業を行う場合は、河川環境を大切にするとともに、親水環境の整備に努めましょう。（なお、河川環境の管理に伴う事業（河道の整備等）や災害時の緊急を要する工事については、除外されます。）
- ・ バーベキューやキャンプ、釣り、川遊びをする場合は、河川に住む生き物や周囲の植物を大切に、親水環境の保全に努めましょう。

清流は一人ひとりの努力から

これまでご紹介してきたとおり、「清流保全」は皆様一人ひとりの努力や協力があって、初めて達成できるものです。私たちの子ども達や、これからあきる野市に住む多くの方々にあきる野市のすばらしい清流を伝えていくために、皆様とともにあきる野市も努力していきます。



発行元（問い合わせ先）

あきる野市役所 環境経済部 生活環境課 生活環境係

電話 042-558-1111（内線2514・2515）